

# 芦北町立田浦小学校 いじめ防止基本方針

## 「いじめ防止基本方針」の策定について

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、児童の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、平成25年9月28日、「いじめ防止対策推進法」(以下

「法」という)が施行され、文部科学大臣は、法第11条の規定により、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日に決定。平成29年3月14日最終改訂。以下「国の方針」という)を示した。

熊本県では、法第12条の規定に基づき、国の方針を踏まえ、いじめの防止(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊本県いじめ防止基本方針」(平成25年12月26日策定。平成28年2月9日改訂。令和2年1月24日改訂。以下「県の方針」という)を策定した。

本校では、法第13条の規定に基づき、国及び県の方針を踏まえ、田浦小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活が送ることができるよう、いじめ防止等を目的に「芦北町立田浦小学校いじめ防止基本方針」(以下「本校の方針」という)を策定した。

### 【いじめ防止対策推進法】

#### 第1条(目的)

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### 第11条(いじめ防止基本方針)

文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下、「いじめ防止基本方針」という。)と定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 第12条

地方公共団体は、いじめ防止方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### 第13条(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめは全ての児童生徒に關係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめを防止することを旨として行われなければならない。
- ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。
- ③ いじめの防止等の対策は、いじめをうけた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (2) いじめの定義

いじめの定義は法第2条において以下の通り規定されており、本校もこれに則るものとする。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。
- 個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。
- いじめには、多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起ったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団等との何らかの人的関係を指すものとする。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合でも、加害行為を行った児童に対しての法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

○いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

○具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

○「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれている。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をすることが必要である。

### (3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を及ぼすことにもなりかねない。

加えていじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていた「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努めなければならない。

また、いじめる側の心理として、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童の生活をみるとことでのいじめの未然防止にもつながる。いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質なものへの嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除感情が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などがあげられる。（「生徒指導提要」より）

## 2 学校の基本方針の内容

本校は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針を策定する。また、組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものとする。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめ問題への正しい理解を広めるとともに、子供をきめ細かく見守る体制の整備、教

職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、十分な対応を図り、その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壤をつくり上げることが重要である。

その実現のためには、学校での教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身に付けさせることが必要である。その際には、児童の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって、すべての児童が毎日の生活において安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも、いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに、学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、全ての大人がいじめに関わる取組の重要性について認識し、地域、家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から適切に関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する必要がある。

また、法第16条の規定に基づき、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

#### (3) いじめへの対処

本校は、いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会へ連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と家庭及び地域との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会

制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

## (5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の権利擁護機関等）との適切な連携が必要である。

そのため、日頃から、関係機関の担当者による連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

## 4 いじめ防止等対策委員会の設置

### (1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核になるよう常設の組織を設置する。

組織の名称は、「田浦小いじめ防止等対策委員会」とする。

### (2) 機能

- 「田浦小学校いじめ防止基本方針」の策定や、内容についての検討を行う。
- 外部専門家や保護者、地域住民等から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- 学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

### (3) 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- 本校の管理職や教務主任、生徒指導主事、人権教育担当教諭、養護教諭などで構成する。なお、協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。
- 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらにそうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。
- 本会は、毎月第4火曜日に開催される「いじめ不登校対策委員会」の中で毎回実施する。

構成員	校内	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当教諭、養護教諭、関係職員（担任、特別支援コーディネーターなど）
	外部専門家等	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー他

なお、「田浦小いじめ防止等対策委員会」を設置していることやその活動内容については、「田浦小いじめ防止基本方針」と併せ学校ホームページに掲載し、保護者等に周知する。

## 5 学校における取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、本校の実情に応じた対策を推進する。

## (1) いじめの未然防止のための取組

### ① いじめについての共通理解

ア 職員会議等で学校の基本方針に基づいて対応することを徹底する。そして、個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校が組織として一貫して対応する。そのために日頃から教職員間の良好な人間関係を構築しておくことも極めて重要な点である。

イ 年間を通じて、児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

ウ 発達障がいを含む、障がいのある児童が加害や被害となるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

イ 児童会を通じて児童が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。

ウ いじめ防止等に向け、教職員、児童の人権意識を高める活動等の充実を図る。

エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

オ 対人関係に関わるさまざまな体験活動を促進するとともに読書活動の充実を図る。

カ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して、前向きかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。

### ③ いじめが起きにくく集団の育成

ア 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを推進する。

イ 児童間の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

ウ 児童が、人間関係を含む様々なストレスに対して適切に対処できる力を育む。

エ 保護者同士のコミュニケーションが図れるよう P T A活動を活発に進める。

### ④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役にたっているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

## (2) いじめの早期発見の取組 ※いじめ早期発見のシステム

いじめは見えにくい。見えにくいが故に、組織的・系統的な対応が必要である。いじめの早期発見のために、以下の5つのことを行う。

①観察による発見

②アンケートによる発見

③保健室の利用状況の調査からの発見

④欠席数の調査からの発見

### ① 観察による発見 ※別紙1参照

いじめの早期発見・早期対応のためには、児童が発するサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）や変化を見逃さないようにすることが極めて重要である。

学校や家庭で、別紙1に示すようなサインが見られたら、いじめが存在している可能性があると捉え、きめ細やかな注意を払って把握を行うことが必要である。

別紙1にあるいじめられた児童やいじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

また、日記や会話などを通して、児童の状態を把握することも大切である。

## ② アンケートによる発見

### ア いじめ・生活アンケート ※別紙2参照

いじめの兆候をいち早くとらえることと、定期的に実施することで、やってはいけない行為について児童に意識させることを目的に、「いじめ・生活アンケート」を毎月15日前後に行う。

アンケートの実施と処理は、以下のような点に留意して行う。

- ・ アンケート項目にあてはまるものに○をつけさせるような簡単なものにする。  
「先生に知ってほしいことがあつたら書いてください」などの、「その子が時間をかけて書いている、すなわちいじめを受けたり、知っていたりすることが周りに分かってしまう」項目は入れない。
- ・ 担任はアンケート実施後の次の休み時間に開封し、項目2に1つでも丸があつた場合、直ちに情報集約担当者（生徒指導主事）に報告するとともに、当該児童を安心させる声かけをする。報告を受けた情報集約担当者は、管理職に報告・相談をし、管理職が必要を判断した場合、その日のうちに「いじめ問題対策委員会」を設置して早急に対応に当たる。
- ・ 児童が回答したアンケートは、その日のうちに情報集約担当者に提出する。
- ・ 情報集約担当者はアンケートの結果をまとめ、管理職に報告し、職員にも知らせる。

### イ 心のアンケート・hyperQ-U・i-check等の各種アンケート

毎月実施するいじめ・生活アンケート以外の年1回のアンケートの結果も活用し、いじめの早期発見に努める。

## ③ 保健室の利用状況の調査からの発見

保健室を利用した児童のうち、養護教諭から見て気になる怪我や頭痛、腹痛などの体調不良を頻繁に訴えるなどがあった時には、原因が「いじめではないか」という視点で担任と養護教諭で話し合い、場合によっては、情報集約担当者（生徒指導主事）や管理職にも報告・相談を行う。

## ④ 欠席数の調査からの発見

欠席が急に増えたり、連續3日欠席したり、欠席に理由がはつきりしない場合（入院等の場合は除く）、原因が「いじめではないか。」という視点で担任と養護教諭で話し合う。場合によっては、生徒指導主事や管理職にも報告・相談を行う。

上記の①～⑤それぞれの発見の手立てを用いても、なお発見できないかもしれないいじめがあるという認識をもって指導にあたる。

(3) いじめに対する措置

※詳細は別紙4「いじめの早期発見対応システム」参照

いじめが起きたときは、直ちに「いじめ問題対策委員会」を設置し、以下のように対処する。

**いじめ問題対策委員会**

**1 目的**

法第22条に基づき、いじめ問題が発生した場合、早急に解決するために本委員会を設置する。

**2 構成**

委員長を校長とし、教頭、教務、生徒指導主事、人権教育担当教諭、養護教諭、担任で構成する。

**3 会議**

問題が生じたときに、委員長の判断で随時開かれる。

**4 会議の原則**

(1) 問題の発見・解決には一刻、一瞬を大切にして、早期に対応する。

(2) 解決の方向は、具体的に決定される。

(3) 「問題」には、全職員が一致して当事者として対応する。

(4) 「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで追求する。「解決」の確認には校長があたる。

(5) 担任は発見したとき、児童からの訴え、保護者からの訴えがあったときには直ちに解決のための行動がとられる。

ア 担任→情報集約担当者（生徒指導主事）→管理職への報告をその日のうちにに行う。

イ 必要と判断された場合は、報告から24時間以内に会議を開き、具体的な方針を決定し、活動を開始する。休み中は、できる限りの対応をする。

ウ 担任による家庭訪問または電話連絡も速やかに行う。現時点で把握している事実を報告するとともに、本委員会で決定した具体的な方針や児童の様子を観察・報告することを伝え、児童を守ることを約束する。

エ 5日以上たって改善が見られないときは、別途具体的な方針を立てる。

(6) 本委員会での審議のうち、「個人名」「家庭の事情」等必要をみなされるものは、非公開とする。

**① いじめの発見・通報を受けたときの対応**

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その児童の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。児童自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、きわめて大きな負担を要する。教職員はこうした事実を十分に理解し、迅速に対応する。なお、いじめの訴えがあった場合、「いじめ解消に向けた対応シート」（別紙5参照）を活用し、記録する。（ケース別に1～3のいずれかを活用する。）

ウ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

エ 担任等がいじめを自らで解決するものとして抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告するなど、組織的な対応を要請する。（その日のうちに）

オ できるだけ複数の職員で事実確認を行い、聞き取ったことをすり合わせる。

**② いじめの事実確認と報告**

ア いじめ問題対策委員会が中心になり、速やかにいじめの事実確認を行い、情報の記録と保存に努める。（第1回会議はいじめの発見から24時間以内）校長は、その結果を教育委員会に報告する。

イ 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、芦北警察署と相談し適切に対処する。

**③ いじめられた児童又はその保護者への支援**

- ア いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。また、必要に応じて、関係機関との連携を図る。
- イ 被害児童の自宅を家庭訪問して、保護者の思いを受け止め、いじめ解消に向けて、最善を尽くすことを伝える。（家庭訪問の重要性）
- ④ いじめを行った児童またはその保護者への支援
- ア いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を考え、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。
- イ いじめた児童には、いじめられた児童の気持ちを理解させるとともに、おもいやりの気持ちや共感的な態度を身に付けさせる。
- ウ いじめた児童への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。
- エ 加害者側が被害者に謝罪する場合、学校側が必ず立ち会う。
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
- ア いじめを止めることができないときは、その事実を誰かに知らせることが重要であることを理解させる。
- イ いじめに直接関わらなくても、周囲からはやしたてたり、傍観したりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 児童たちが、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育成し、実践する態度を身につけさせる。
- エ いじめは、謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応
- ア ネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。児童にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。
- イ ネット上のいじめは、名誉棄損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることや重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ウ パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。
- エ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。また、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除させる。

#### （4）いじめの解消

いじめは、単に謝罪によって容易に解消とはできない。いじめが「解決している」状態とは、少なくとも次の2つの要件①及び②が満たされている必要がある。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続している。

教職員は、1回2回の指導ではいじめはなくならない可能性があることを認識して指導にあたる。

いじめへの対応を開始して3日後、1週間後、1か月後、3か月後にいじめられた児童に、最近の様子を聞き、同時に保護者にも電話などで連絡し、「最近は子どもからの訴えはないか」聞く。

なお、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② **被害児童が心身の苦痛を感じていないこと**

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者と面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

※ **学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。**

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く見守る必要がある。

## (5) 教育相談体制

児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ① 学期ごと（6・12・2月）に教育相談期間を設けて、いじめ等の早期発見を対応・未然防止に努める。その際、6月と2月はいじめ・生活アンケートを基に面談を行う。12月は心のアンケートを基に行う。
- ② 常に児童の日記や会話などにアンテナを広げ、随時、教育相談を行う。問題を解決するために速やかな連携を図る。
- ③ 保護者に対しては、家庭での児童の様子で気になることがあつたら学校に知らせてほしいというお願いを学校だよりや学級通信を通して保護者に知らせ、要望があれば随時担任による教育相談の機会を設定する。また、必要であれば早期にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの外部専門家へとつなげていく。

## (6) 児童生徒が主体となる取組

児童自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ① 「心のきずなを深める月間」（6月）に人権標語・親子標語を作成する。
- ② 田浦小中学校の生徒会・運営委員会で作成した「田浦小中いじめ防止スローガン」を校内に掲示するとともに、運営委員会が進行して毎月1回行う一斉下校の時に、スローガンを全員で唱える。
- ③ ありがとうを言いたい友だちや行動が光っていた友だちの名前とその内容を「みつけカード」に記入して貼る。カードは給食放送や校内掲示で紹介する。
- ④ 人権集会を年に2回実施する中で、児童自らがいじめについて考え、いじめを防止し、撲滅していくことを確認し、集会の中で発表する。
- ⑤ いじめをなくしていくことについては、人権学習などを通して児童自らに考えさせて、友だちを認め、友だちの人権を大切にするための積極的な取組を工夫させ、日常化・実践化を図る。
- ⑥ あいさつ運動やボランティア活動、縦割り班活動の実践を通して、仲間と協力する大切さを体験的に学ばせる。

## (7) 研修

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておく。さらに、教職員自らの「いじめに気付く感性」を高めるためにいじめ問題に関する研修を年1回以上行う。

- ① 生徒指導上の問題について、組織対応の仕方の共通理解を図る研修を行う。
- ② 本校の実態に応じたいじめ問題等に関する校内研修を実施し、共通理解を図る。
- ③ 校内研修を通して、いじめ防止についての研修を深め、お互いの指導力向上を図っていく。
- ④ 職員会議や校内研修の最初に実施する「子どもみつめタイム」（校内研修の最初に実施）の中で、いじめや生徒指導上の諸問題について報告を行い、全職員の共通理解を図っていく。
- ⑤ 職員が自身の人権感覚について、チェックシート等を活用し、振り返る機会を定期的（学期に1回）に設ける。※別紙6参照

## (8) 地域や家庭との連携

- ① 本校のいじめ防止基本方針について、PTA総会、学級懇談会などの機会を通して説明、意見交換を行う。また、PTA執行部と協議し、教育講演会や学校ホームページ等で周知していく。
- ② 本校の生徒指導上の問題について、地域連絡会等で共通理解を図り、多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、地域が連携・協働する体制を構築する。

## (9) 関係機関との連携

- ① いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるときは、芦北警察署、児童相談所に報告・相談を行い、諸問題の解消を図る。
- ② 心のケアや環境整備のために、芦北教育事務所所属のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに早期に相談し、協働する。
- ③ 諸関係機関（警察、教育相談室、子ども総合相談室、児童相談所、こころの健康センター、地方法務局等）とは、日ごろより連絡を取り合い、窓口となる担当者を確認しておく。

## (10) 重大事態への対応

### ① 重大事態の意味

法第28条で、重大事態とは、次のア、イに規定する疑いが認められる場合を言う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ○児童が自殺を企図した場合     | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品などに重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合  |
- などのケースが想定される。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに芦北町教育委員会を通じて、芦北教育事務所に報告する。

③ 重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。

イ 調査は、芦北町教育委員会（芦北町いじめ問題調査委員会）と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

ウ 調査の方法については、国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にする。さらに、調査用紙等については、あらかじめ「附属機関」で準備されたものを使用する。

④ 調査結果の報告

ア 本校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を、芦北町教育委員会を通じて芦北教育事務所に報告する。

イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童及び保護者に対して説明する。

## 6 取組の評価等（P D C Aサイクルについて）

- (1) 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に生かす。
- (2) 学期ごとに行う教育反省の中に、いじめ防止・撲滅に向けての具体的な項目を設け、毎学期末に評価を行い、課題を明らかにしながら、次学期への対策を検討し、実践化を図る。
- (3) 年度ごとに、「いじめ防止基本方針」を見直し、策定する。

（平成26年 4月 1日 策定）

（平成28年 4月 1日 改定）

（令和 2年 5月 1日 改定）

（令和 3年 4月 1日 改定）

（令和 4年 4月 19日 改定）

（令和 5年 4月 5日 改定）

（令和 6年 4月 4日 改定）

（令和 7年 4月 3日 改定）